

日野川水系漁業協同組合内共第3号
第五種共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日 鳥取県指令第202300132550号

日野川水系漁業協同組合

(1) 令和5年9月1日から令和6年5月31日まで

区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその 2,300 メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る。)以外の漁具・漁法	6月1日から 9月25日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその 2,400 メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその 2,500 メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその 1,100 メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその 880 メートル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	全ての漁具・漁法	11月1日から 翌年1月31日まで
米子市車尾における車尾堰から下流の区域		

(2) 令和6年6月1日以降

区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその 2,300 メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋下流端までの区域	・漁法 さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る。)以外の漁法 ・漁具 ルアー及びリール付き竿	6月1日から 9月25日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその 2,400 メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその 2,500 メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその 1,100 メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその 880 メートル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町吉定の蚊屋堰下流端から 2,900 メートル下流の同町遠藤の排水樋門までの区域	全ての漁具・漁法	11月1日から 翌年1月31日まで
米子市車尾における車尾堰から下流の区域		

魚 種	全 長
こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、 やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな、にじます	さ お 釣 ・ 手 釣	年 間 1日限り	12,000円 3,300円
やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな、にじます	さ お 釣 ・ 手 釣	年 間 1日限り	6,000円 3,300円
あゆ、こい、さくらます、 さつきます、うなぎ	地 び き 網	年 間	60,000円
	川 舟 及 び い か だ	年間（一隻）	33,000円
	徒手採捕、たも網及び投網（さお釣及び手釣も行うことができる。）うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針（穴釣及びさお釣、手釣を行うことができる）	年 間	20,000円

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

魚 種	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな、にじます	高齢者（75才以上の県内者に限る）	年 間	2,000円
	中 学 生 高 校 生	年 間	1,100円
	身体障害者（手帳所持者に限る）	年 間	2,000円
あゆ、こい、 やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな、にじます	女 性	年 間 1日限り	6,000円 1,650円
やまめ（さくらますを含む。） あまご（さつきますを含む。） いわな、にじます	女 性	年 間 1日限り	3,000円 1,650円

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則) (鳥取県指令第202500161424号)

この規則は、令和8年6月1日から発効する。

(附則) (鳥取県指令第 号)

この規則は、令和9年6月1日から発効する。